

2025年8月8日

各 位

大阪市中央区南船場二丁目 12 番 8 号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 松林 良祐

吸収分割に係る事前開示書類の訂正について

2025 年 8 月 7 日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「吸収分割に係る事前開示書類」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、当該書面の全部を掲載いたします。訂正箇所は、下記の下線で表示している部分となります。

記

3 頁：吸収分割会社の計算書類等に関する事項

3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

(訂正前)

エア・ウォーターは、2025年8月7日開催の取締役会において、持分法適用会社である株式会社歯愛メディカルを完全子会社化することを目的として、株式会社歯愛メディカルの普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議いたしました。

(訂正後)

エア・ウォーターは、2025年8月7日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社歯愛メディカル株式を非公開化するための取引の一環として、株式会社歯愛メディカルの普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議いたしました。

以上

吸収分割に関する事前開示書類
(簡易吸収分割/略式吸収分割)

2025 年 8 月 7 日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

2025 年 8 月 7 日

各 位

大阪府中央区南船場二丁目 12 番 8 号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 松林 良祐

大阪府中央区南船場二丁目 12 番 8 号
エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社
代表取締役社長 坂本 公昭

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

エア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」という。）及びエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社（以下「AWガスプロダクツ」という。）は、2025 年 8 月 7 日付で エア・ウォーターを吸収分割会社、AWガスプロダクツを吸収分割承継会社とする吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日として、エア・ウォーター デジタル&インダストリーグループ・ガスプロダクツユニット内の産業ガス事業の一部をAWガスプロダクツに承継させることにいたしましたので、会社法の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。

3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エア・ウォーターは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又はエア・ウォーターの下記Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/library/securities.html>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

エア・ウォーターは、2025年8月7日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社歯愛メディカル株式を非公開化するための取引の一環として、株式会社歯愛メディカルの普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議いたしました。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

①千葉液酸株式会社との吸収合併

AWガスプロダクツは、2025年8月7日に、千葉液酸株式会社(本店所在地：千葉県千葉市稲毛区六方町210番地3)との間で、2025年10月1日を効力発生日として、AWガスプロダクツを吸収合併存続会社、千葉液酸株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

②しなの液酸株式会社との吸収合併

AWガスプロダクツは、2025年8月7日に、しなの液酸株式会社(本店所在地：長野県松本市梓川俣4000番地1)との間で、2025年10月1日を効力発生日として、AWガスプロダクツを吸収合併存続会社、しなの液酸株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

③讃岐液酸株式会社との吸収合併

AWガスプロダクツは、2025年8月7日に、讃岐液酸株式会社(本店所在地：香川県坂出市大屋富町字釜屋浦1777番地12)との間で、2025年10月1日を効力発生日として、AWガスプロダクツを吸収合併存続会社、讃岐液酸株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

④北九州液酸株式会社との吸収合併

AWガスプロダクツは、2025年8月7日に、北九州液酸株式会社(本店所在地：福岡県北九州市若松区向洋町10番地2)との間で、2025年10月1日を効力発生日として、AWガスプロダクツを吸収合併存続会社、北九州液酸株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

なお、上記①～④の吸収合併は、エア・ウォーターグループ内における産業ガス製造事業の集約による効率化を目的として行うものです。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるエア・ウォーター及び吸収分割承継会社であるAWガスプロダクツのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

エア・ウォーター株式会社（以下、「甲」という。）とエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の産業ガス事業の一部に関する権利義務を分割して乙に承継させること（以下、「本件分割」という。）に関し、次の通り吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割の当事者）

本件分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収分割会社

(甲) 商号：エア・ウォーター株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号

(2) 吸収分割承継会社

(乙) 商号：エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

住所：大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号

第2条（本件分割）

甲は、本契約の定めるところにより、甲の産業ガス事業の一部に関する権利義務を効力発生日（次条において定義する）に分割して乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第3条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。
但し、本件分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（乙が本件分割に際して交付する金銭等）

甲は、乙の完全親会社であるため、本件分割に際して乙から甲への金銭等の交付は行わない。

第5条（乙の増加すべき資本金及び資本準備金）

乙が本件分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は次の通りとする。

(1) 増加すべき資本金 0円

(2) 増加すべき資本準備金 0円

第6条（本件分割により乙が承継する権利義務）

乙は、効力発生日において本件事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債、契約、その他の権利義務（これらを総称して以下「本権利義務」という。）を甲より承継する。

2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、

承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なく手続きを行う。

3. 本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続きに要する登記手続費用その他一切の各当事者間において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第7条（分割承認株主総会）

甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを決定する。

第9条（労働契約）

本契約締結時点において、本対象事業は、甲乙間の業務の委託に関する覚書・工場生産業務の委託覚書に基づき乙が甲から委託を受けて業務を行っており、甲には本対象事業に従事する従業員が在籍していないことから、承継対象となりうる労働契約は存在しないことを確認する。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合は、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（競業禁止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生後も、乙に対し、本件事業について競業禁止義務を一切負わないものとする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を乙が、写しを甲が保有する。

2025年8月7日

甲 大阪市中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 松林 良祐



乙 大阪市中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社
代表取締役社長 坂本 公昭



承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日の前日までの承継する資産および負債の増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する流動資産のうち、本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定資産

①有形固定資産

本件事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

②投資その他の資産

本件事業に属する投資その他の資産のうち、本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する流動負債のうち、本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債のうち、本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本件事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

4. 承継するその他の権利義務等

会社分割に伴う承継が可能な本件事業に属する関係法令上の届出、登録、または許認可、免許等。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

以上



貸 借 対 照 表

(2025年 3月 31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,106,670,528	流 動 負 債	7,236,475,098
売 掛 金	4,657,665,700	電 子 記 録 債 務	2,757,425
仕 掛 品	73,287,697	買 掛 金	6,369,049,361
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	384,170	未 払 金	326,301,176
前 払 費 用	469,641	賞 与 引 当 金	212,500,081
短 期 貸 付 金 (C M S)	3,252,494,040	未 払 法 人 税 等	137,299,642
未 収 入 金	109,960,790	預 り 金	12,353,869
仮 払 金	12,170,808	未 払 消 費 税 等	175,454,663
立 替 金	237,682	仮 受 金	758,881
固 定 資 産	877,805,276	固 定 負 債	602,127
有 形 固 定 資 産	89,126,589	退 職 給 付 引 当 金	602,127
建 築 物	38,319,797		
構 築 物	1,834,668		
機 械 及 び 装 置	4		
車 両 及 び 運 搬 具	1,068,284		
工 具 及 び 備 品	47,903,836		
無 形 固 定 資 産	17,819,904		
の れ ん	2,391,667		
ソ フ ト ウ ェ ア	12,700,000		
電 話 加 入 権	1		
無 形 仮 勘 定	2,728,236		
投 資 そ の 他 の 資 産	770,858,783	負 債 合 計	7,237,077,225
投 資 有 価 証 券	9,339,600	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	668,629,469	株 主 資 本	1,747,398,579
出 資 金	10,000	資 本 金	100,000,000
長 期 前 払 費 用	683,126	資 本 剰 余 金	74,292,213
繰 延 税 金 資 産	89,236,088	利 益 準 備 金	25,000,000
敷 金	2,960,500	利 益 剰 余 金	1,548,106,366
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,548,106,366
		(当 期 純 利 益)	(700,188,796)
資 産 合 計	8,984,475,804	純 資 産 合 計	1,747,398,579
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,984,475,804

損益計算書

(2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで)

(単位：円)

	金 額	
売上高		40,474,861,183
売上原価		39,170,448,433
売上総利益		1,304,412,750
販売費及び一般管理費		471,311,465
営業利益		833,101,285
営業外収益		
受取利息	4,420,575	
受取配当金	86,649,333	
その他	34,080,073	125,149,981
経常利益		958,251,266
特別損失		
固定資産除却損	1,115,007	1,115,007
税引前当期純利益		957,136,259
法人税、住民税及び事業税等		256,947,463
当期純利益		700,188,796

株主資本等変動計算書

(2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
	資本金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益 準備金	その他利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
繰 越 利 益 剰余金								
期 首 残 高	100,000,000		0	16,203,400	444,176,269	460,379,669	560,379,669	560,379,669
変 動 額								
新 株 の 発 行			0			0	0	0
剰 余 金 の 配 当			0		-362,441,314	-362,441,314	-362,441,314	-362,441,314
当 期 純 利 益			0		700,188,796	700,188,796	700,188,796	700,188,796
剰余金配当に伴う積立			0	8,796,600	-8,796,600	0	0	0
合 併 に よ る 増 加		74,292,213	74,292,213		774,979,215	774,979,215	849,271,428	849,271,428
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			0			0	0	0
変 動 額 合 計	0	74,292,213	74,292,213	8,796,600	1,103,930,097	1,112,726,697	1,187,018,910	1,187,018,910
期 末 残 高	100,000,000	74,292,213	74,292,213	25,000,000	1,548,106,366	1,573,106,366	1,747,398,579	1,747,398,579

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式 … 移動平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 仕掛品（未成工事支出金） … 個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産（リース資産を除く） … 定額法
 無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
 賞与引当金 … 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち、当会計期間負担額を計上しております。
 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
 売上高は、顧客の所管する工場のガス供給機器及び設備の操業・保全業務並びに品質管理及び物流に関する手続き業務（以下、生産業務と記載する）の受託であり、顧客との委託契約に基づいて生産業務を提供する履行義務を負っております。
 当該委託契約は、顧客への役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。
- (6) グループ通算制度の適用
 2022年度からグループ通算制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	7,730,335千円
短期金銭債務	5,859,132千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	39,172,941千円
仕入高	33,209,888千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式総数 普通株式 2,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2024年6月21日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

配当金総額	173,579,299円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	86,789円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年7月1日

2024年11月27日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

配当金総額	188,862,015円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	94,431円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金総額	227,565,630円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	113,782円
基準日	2025年 3月31日
効力発生日	2025年 6月27日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,295千円
賞与引当金	72,589千円
退職給付引当金	213千円
電話加入権	145千円
一括償却資産	162千円
役員賞与引当金	829千円
繰延税金資産合計	89,236千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、2022年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 873,699円29銭 |
| (2) 1株当たり純利益 | 350,094円40銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。